

## IV. 障害者手帳

### 1. 身体障害者手帳

身体障害のある方に対して指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

- 相談窓口：市町（福祉担当課） p3 参照
- 交付対象：視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能に一定以上の永続する障害を有する方。
- 障害程度：1級～6級

### 2. 療育手帳

知的障害のある方に対して指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

- 相談窓口：市町（福祉担当課） p3 参照
- 障害程度：A（重度）、B（中・軽度）

### 3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方に対して指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

- 相談窓口：市町（福祉担当課） p3 参照
- 障害程度：1～3級

障害者手帳